

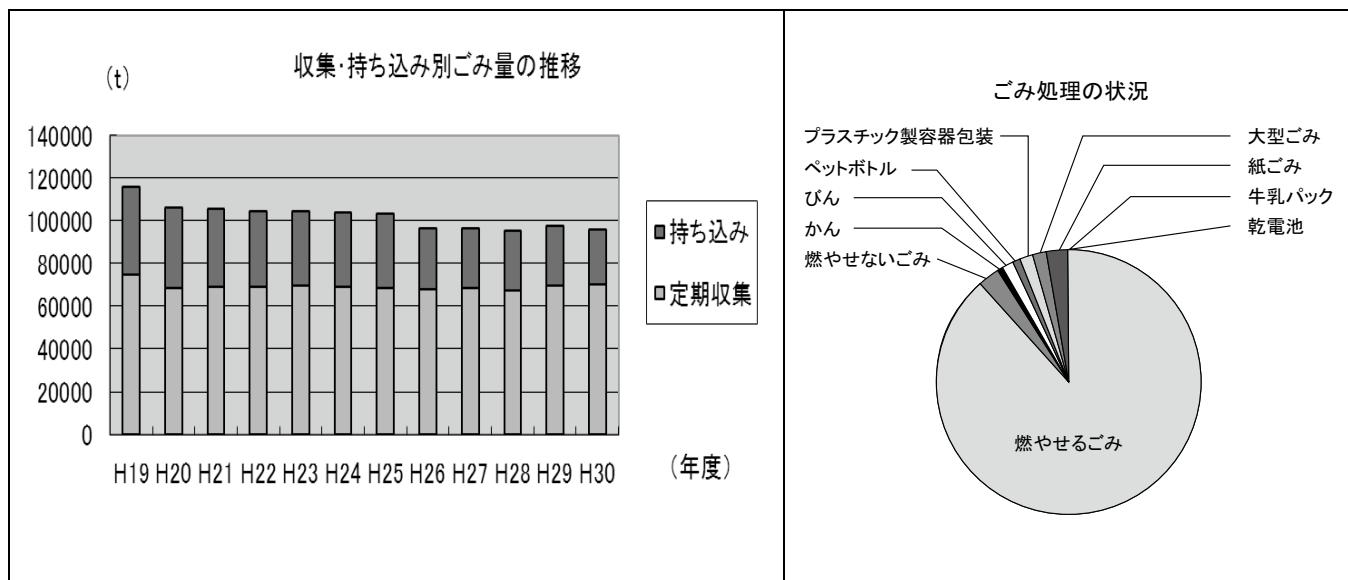
## 第9節 廃棄物の適正処理の推進

### 1 適正な収集・運搬・処理・処分体制の整備

#### <現況>

本市では、一般廃棄物(ごみ)を「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「紙ごみ」の7分別の定期収集、「大型ごみ」の戸別有料収集、「乾電池」「牛乳パック」の拠点収集を実施し、さらに新聞・段ボール・雑誌などの資源回収を奨励し、適正処理に努めています。

平成30年度の大津市全体のごみ量は95,845tとなり、平成30年度は燃やせるごみが82,335tで全体の約86%を占めていました。<sup>(20)</sup>



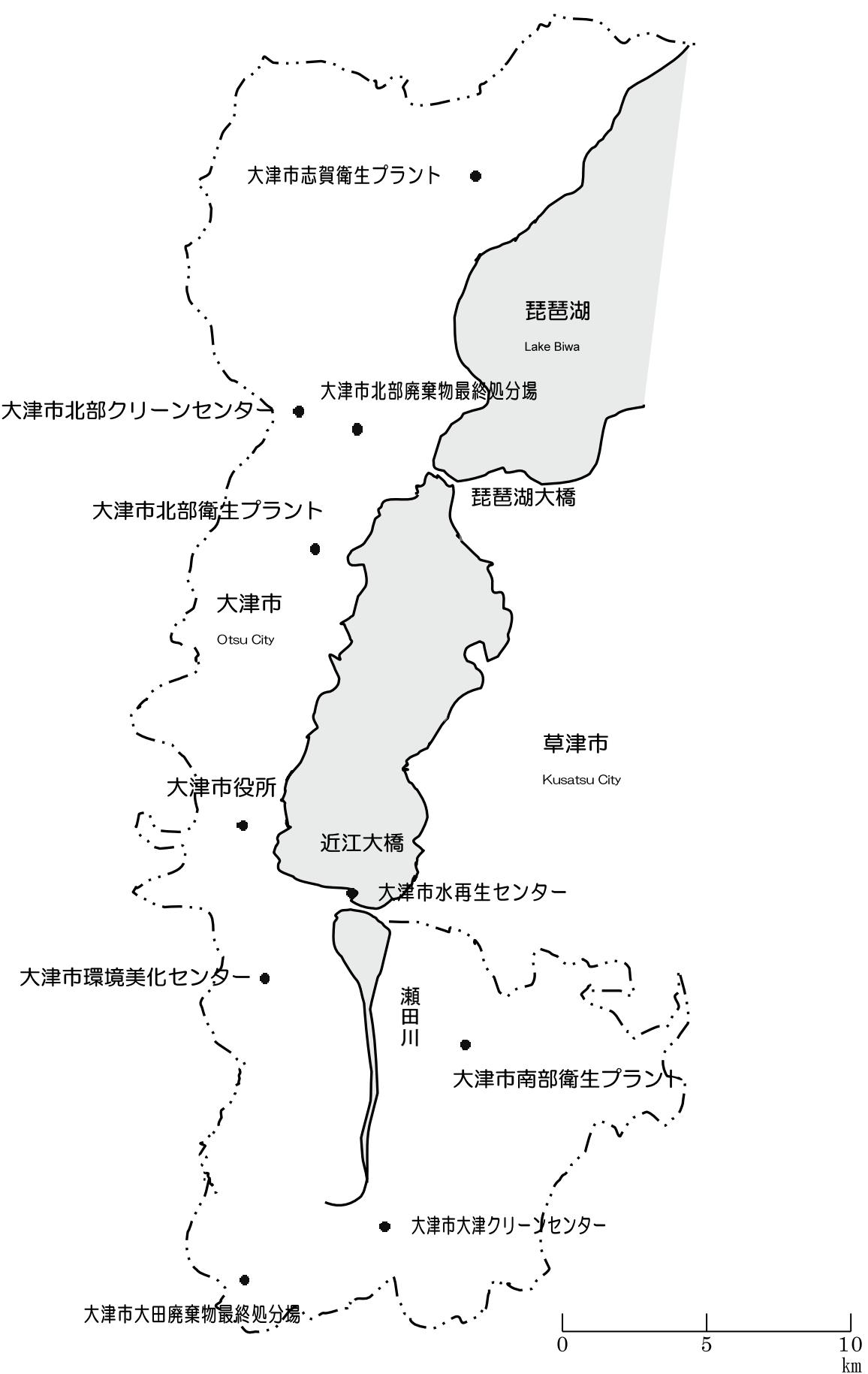
(注)各年度とも旧志賀町分を含む。

#### <一般廃棄物(ごみ)処理施設の概要>

施設の名称	規模・能力等
大津市環境美化センター	<焼却施設> 型式：全連続燃焼式流動床炉 能力：180 t／日 (90 t × 2炉)
大津市大田廃棄物最終処分場	埋立期間：平成6年8月供用開始 規模等：埋立容量 第1期 約225,600m <sup>3</sup> 第2期 約230,000m <sup>3</sup> 汚水処理：第1期 130m <sup>3</sup> ／日 (接触ばっ気生物処理+高度処理) 第2期 140m <sup>3</sup> ／日 (接触ばっ気生物処理+高度処理)
大津市北部クリーンセンター	<焼却施設> 型式：全連続燃焼式ストーカ炉 能力：170 t／日 (85 t × 2炉) <プラスチック容器資源化施設> 能力：10 t／5h <粗大ごみ処理施設>①破碎設備：横型衝撃せん断式破碎機 45 t／5h ②手選別設備(かん、びん、ペットボトル資源化設備) ：金属プレス機 (かん類減容機) 6.5 t /5h ペットボトル減容機 1.3 t /5h

大津市北部 廃棄物最終処分場	<p>埋立期間：平成13年4月供用開始（増設Ⅱ期）</p> <p>規模等：埋立容量 188,200m<sup>3</sup></p> <p>汚水処理：既設 50m<sup>3</sup>/日（回転円板生物処理） 増設 50m<sup>3</sup>/日（接触ばつ気生物処理+高度処理）</p>
大津市大津 クリーンセンター	<p>&lt;破碎施設&gt; 型式：横型高速回転式 能力：25 t /5 h</p> <p>&lt;再資源化施設&gt; 手選別設備（かん、びん、ペットボトル資源化設備） ：金属プレス機（かん類減容機） 9 t /5 h ペットボトル減容機 2.5 t /5 h</p>

廃棄物処理施設等の位置



## (1) 最終処分場の延命化

平成 14 年 5 月より、埋め立てる焼却灰の一部を計画的に大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス計画地)へ搬入し、最終処分場の延命化を図っています。<sup>(20)</sup>

## (2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発生源は多岐にわたっています。一部の毒性の強い物質が人に対して発がん性が認められ、これによる環境汚染が大きな問題となっていました。

特に、ごみ焼却施設からの排出の割合が大きいことから、これを削減するために、平成 9 年 1 月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が示されるとともに、同年 8 月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正されました。

その後、平成 11 年 7 月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成 12 年 1 月に施行されました。この中で、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染に関する環境基準を設定し、これに基づく排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制など各種規制、調査、対策、計画策定等の施策が推進されています。

市ではこれらを受けていち早く施設の改良に取り組み、大津市環境美化センターについては平成 10~11 年度に、大津市北部クリーンセンターについては平成 11~12 年度に、大津市大津クリーンセンター((財)大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンター)については平成 10 年度に改良工事を実施し、市内全ての施設での対策が完了しました。これにより廃棄物焼却炉からの排出ガスにおけるダイオキシン類濃度は、法令に定める排出基準値をクリアすることができました。

### ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン類測定結果(平成 30 年度)

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施 設 名	ダイオキシン類濃度※	排出基準
大津市環境美化センター	0.41	5
大津市北部クリーンセンター	0.14	5

※2 炉及び年複数回測定の平均値を記載しています。

(注1) ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコブラナーポリ塩化ビフェニル(コブラナーピCB)を含めて「ダイオキシン類」と呼びます。

(注2) TEQ は「毒性等量」を意味し、毒性の程度をもとに、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表したものです。

(注3) ng(ナノグラム)は、1 億分の 1 グラムを表します。

### 最終処分場排出水のダイオキシン類調査結果(平成 30 年度)

(単位:pg-TEQ/L)

施 設 名	ダイオキシン類濃度※	排水基準
大津市大田廃棄物最終処分場	0.00036	10
大津市北部廃棄物最終処分場	(既設) 0.00019 (増設) 0.000052	(既設) 10 (増設) 10

※年複数回測定している箇所はその平均値を記載しています。

(注1) pg(ピコグラム)は、1 兆分の 1 グラムを表します。

ごみ焼却施設周辺土壤のダイオキシン類調査結果(平成30年度)

(単位:pg-TEQ/g)

施設名	調査場所	ダイオキシン類濃度※
大津市環境美化センター	北大路三丁目西児童公園	0.65
	若葉台自治会館横	1.7
	富士見台三区自治会館前	1.5
	富士見台五区児童公園	1.9
	平尾町桜林児童公園	0.16
大津市北部クリーンセンター	伊香立途中町自治会館	0.077
	伊香立上龍華町スポーツ広場	0.0059
	伊香立下龍華町児童公園	0.019
	伊香立龍華運動公園	0.051
	伊香立北在地町児童公園	0.041
	伊香立上在地町ゲートボール場	0.094
	伊香立下在地町幼稚園	0.023
	伊香立生津町若宮神社	1.1
	伊香立向在地町児童公園	0.022
	伊香立南庄町グランド	0.13

※年複数回測定している箇所はその平均値を記載しています。

周辺河川及び農業用水池のダイオキシン類調査結果(平成30年度)

(単位:pg-TEQ/L)

施設名	調査場所	ダイオキシン類濃度※
大津市北部クリーンセンター	和邇川	0.086
	八反池	0.066
	重箱池	0.055
	喜登呂川	0.073
	真野川	0.31

※年複数回測定している箇所はその平均値を記載しています。

ごみ焼却施設周辺の土壤及び河川、農業用水池のダイオキシン類濃度は、土壤の環境基準(1,000pg-TEQ/g)、水質の環境基準(1 pg-TEQ/L)をそれぞれ大幅に下回っています。<sup>(24)(25)</sup>

ダイオキシン類に係る環境基準

大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	年間平均値 1 pg-TEQ/L以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下
(土壤の調査指針値)	250pg-TEQ/g
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

## ダイオキシン類対策特別措置法における廃棄物焼却炉排出ガスに係る排出基準値

(単位 : ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

種類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準	
			H13. 1～H14. 11	H14. 12～
廃棄物焼却炉 (施設能力 50kg/時以上)	4 t /時以上	0.1	80	1
	2 t /時～4 t /時	1		5
	2 t /時未満	5		10

注1：現在、大気汚染防止法で指定物質抑制基準の対象となっている廃棄物焼却炉は焼却能力 200kg/時以上

注2：既に大気汚染防止法において新規施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。

注3：ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1年間基準の適用が猶予されている。

### (3) 一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備

一般廃棄物（ごみ）処理施設として、ごみ焼却施設や最終処分場などがありますが、本市のごみ焼却施設については老朽化が進み、また、最終処分場については埋立残余年数が少なくなってきたことから、計画的に更新、整備を行います。<sup>(23)</sup>

### (4) 廃棄物収集情報管理システム事業（ごみコールセンター事業）

本市が行う廃棄物（ごみ）の収集処理及び関係する事務処理において、市民サービスの向上と事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減を目的に、平成16年1月から電話受付を行う「ごみコールセンター」及び地図情報システムを活用した「廃棄物収集情報管理システム」を運用しています。

ごみ集積所や収集の情報を的確に把握し、大型ごみ戸別有料収集などの電話申込み、収集場所、収集曜日の問合せや、不法投棄・散在性ごみなどに対する苦情への迅速な対応を行っています。

○ 廃棄物収集情報管理システム問合せ件数 19,584 件<sup>(20)</sup>

指標[計画策定時];廃棄物収集情報管理システム問合せ件数 28,102 件

### (5) 衛生処理場での適正処理の推進

市民生活から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、市内3箇所のし尿処理施設で処理しています。公共下水道の整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。

これらの処理については、現在、志賀衛生プラント及び南部衛生プラントでの処理と北部衛生プラントにおける公共下水道への投入処理を行っています。<sup>(27)</sup>

#### し尿等処理施設と処理量(平成30年度)

(単位:kL)

施設名	規模	処理区域	し尿	浄化槽汚泥	計
志賀衛生プラント	23 kL/日	志賀地域	1,603.6	2,588.8	4,192.4
北部衛生プラント	20 kL/日	唐崎学区以北	1,173.4	2,219.0	3,392.4
南部衛生プラント	90 kL/日	滋賀学区以南	2,075.8	2,970.1	5,045.9
計	—	—	4,852.8	7,777.9	12,630.7

## 2 廃棄物の適正処理の監視・指導体制の強化

### (1) 産業廃棄物焼却施設・最終処分場に係る監視調査事業

産業廃棄物焼却施設を対象に排ガス検査(ダイオキシン類等)を、産業廃棄物最終処分場を対象に浸透水や地下水検査を定期的に実施しています。その結果や事業者が自主的に行った検査の結果については、市ホームページで公表し、産業廃棄物処理施設の状況の透明化に努めています。

- 行政検査による排ガス・浸透水等水質検査の実施率 100%<sup>(21)</sup>

目標；産業廃棄物処理施設等への行政検査実施率 排ガス・浸透水等水質検査の実施率 91%→毎年 100%

### (2) 産業廃棄物の適正処理の推進事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業及び施設設置に関する許可等を行っています。

- 収集運搬業で許可 2 件・届出 3 件、処分業許可で許可 1 件・届出 6 件、処理施設(一般廃棄物処理施設を含む)で許可 0 件・届出 12 件、行政処分で許可取消 0 件・不許可 0 件・事業停止 0 件<sup>(21)</sup>

産業廃棄物処理業者(最終処分、中間処理、積替保管含む収集運搬)に対して、毎年1回以上の立入検査を実施しています。また、PCB廃棄物保管事業者、自動車リサイクル法に基づく解体・破碎業者、排出事業者等に対しては、計画的に立入検査を実施しています。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び自動車リサイクル法に基づく処理施設等の立入検査の実施率 100%<sup>(21)</sup>

目標；廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び自動車リサイクル法に基づく処理施設等の立入検査の実施率 每年 100%

### (3) 廃棄物不適正処理対策事業

廃棄物の不法投棄及び野外焼却の防止のため、監視パトロールを行っています。また、地域住民への不法投棄等監視員の委嘱や、土曜日早朝・夜間のパトロールを民間事業者に委託することで、不法投棄等の早期発見、被害の拡大防止と投棄者の特定、是正指導、適正処理の推進に努めています。

廃棄物の不適正処理状況（件）

年度	報告件数	不法投棄	野外焼却
21	708	593	115
22	538	459	79
23	440	365	75
24	427	355	72
25	475	381	94
26	486	381	105
27	479	392	87
28	407	339	68
29	425	372	53
30	445	369	76

- 産業廃棄物不適正事案 事案数 35 件 解決事案数 7 件(解決率 20%) 新規事案 4 件<sup>(22)</sup>

目標；1 年以上継続する産業廃棄物不適正事案の解決率 20%

## 第10節 環境資源の保全と継承

### 1 文化財の保護、まち並みの保全と継承

<現況>

本市は、近江大津宮が置かれた地であり、京都、奈良に並ぶ文化財の宝庫です。

今後、これらの歴史・文化遺産の保存・継承や、新たな遺産の発掘・保存を進めています。

- 現在市内には、世界遺産 1 件、建造物、彫刻をはじめとする 537 件の国、県、市の指定文化財があります。<sup>(49)</sup>

市内所在指定等文化財件数

(平成 31 年 4 月 1 日 現在)

区分		全国	滋賀県	大津市	
世界遺産		22	1	1	
国・県・市指定文化財	有形文化財	国宝	1,116	56	
		重要文化財※	13,232	823	
		滋賀県指定	-	338	
		大津市指定	-	100	
	無形文化財等	特別	173	3	
		国指定	4,163	100	
		滋賀県指定	-	89	
		大津市指定	-	15	
国登録有形文化財		12,289	409	132	
合 計		-	-	670	

※重要文化財の件数には国宝を含むため、各値の集計と合計値は一致しない

#### 指標[計画策定時];有形・無形文化財等指定数 509 件

##### (1) 文化財保存修理等補助事業

市内に所在の国・県・市指定文化財の保存・修理等を進めるにあたって、所有者の負担軽減を図るための補助金を交付しています。

- 保存修理等に対し、国指定文化財 7 件、県指定文化財 1 件、市指定文化財 9 件、また管理等に対し、指定文化財の天皇神社など計 43 件について補助金の交付を行いました。<sup>(49)</sup>

##### (2) 史跡・遺跡の整備

天智天皇の近江大津宮錦織遺跡をはじめとする市内に残された優れた文化遺跡のうち、日本の歴史を語る上において欠くことができない、国の史跡に指定されている近江国府跡 国庁跡 惣山遺跡 青江遺跡 中路遺跡、穴太廃寺跡、山ノ神遺跡について、公有化と環境整備を進め、その価値を市内外に紹介しています。また、必要な遺跡については、確認調査を実施し、新指定あるいは追加指定などの保存処置を行っています。<sup>(49)</sup>

### (3) 文化財に触れる機会の拡充

#### ア 歴史博物館

平成 2 年 10 月の開館以来、購入・受贈・受託などの方法で資料の収集を図るとともに、それらの資料を随時公開・活用するため、企画展及びミニ企画展を実施しています。

また館内においては映像やコンピュータにより、市内の祭礼や伝説等を紹介する映像番組、史跡案内や収蔵品・古写真などのデータベース提供を行っています。ホームページによる情報提供も行っており、平成 30 年度のアクセス件数(訪問者数)は 313,178 件でした。<sup>(50)</sup>

平成 30 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 「60 年前の大津」「神仏のかたち」「法明院」の企画展とともに、ミニ企画展などを開催しました。企画展・常設展の総観覧者数は、47,321 人でした。<sup>(50)</sup>
- 市民参加の講座として、「れきはく講座」(31 回(内現地見学会 3 回) 参加者 2,690 人) や「ワークショップ(小学生対象)」(10 回 参加者 216 人) を実施しました。<sup>(50)</sup>

#### イ 埋蔵文化財調査センター

埋蔵文化財調査センターでは、市内遺跡から出土した埋蔵文化財調査資料の収蔵・整理・管理を行うとともに、市民の埋蔵文化財に対する関心と理解を深めるため、考古学講座、体験学習、展覧会などを実施しています。

- 考古学講座、火おこし体験、「大津の生産遺跡ーその 2 瓦ー」等 6 回の企画展などを開催しました。<sup>(49)</sup>

### (4) 伝統的建造物群保存対策事業

坂本地区は、優れた美しい自然と、里坊群を中心に数多くの歴史文化遺産に恵まれ、先人達の永年の努力と蓄積が今まで継承されてきたところで、当地独自の歴史的空间を形成しています。

平成 9 年 10 月 31 日に、この里坊群を中心とした 28.7ha が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

- 伝統的建造物群保存地区保存事業として、天台宗滋賀教区宗務所門修理を実施しました(修理事業:1 件)。<sup>(49)</sup>

目標:伝統的建造物群保存地区内の建造物等の修理修景 累計 68 件→6 件／年

## 第11節 景観の形成

### 1 自然景観・都市景観の保全と創造

<現況>

悠久の歴史文化と豊かな自然に彩られた大津らしい景観を生かし、魅力ある都市景観を形成していくため、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」(以下「基本条例」という。)及び「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、古都大津にふさわしい景観づくり施策を推進しています。

本市は平成17年3月28日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。景観行政団体は、景観行政の担い手として、地域に密着した景観行政を一元的に推進できることとされています。平成17年度に市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にして、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的とした「大津市景観計画」の策定と「大津市景観法施行条例」を制定しています。<sup>(28)</sup>

#### (1) 自然と歴史に配慮した景観施策の推進【重点事業】

基本条例及び基本計画に基づき、地域で育まれた景観特性を活かした景観形成を進めていくため、重点的に景観づくりを推進すべき地区を選定し、地域住民との協働のもとに当該地域の景観づくりに関する実施計画を策定することとしています。

地区計画「県道比叡山線沿道地区」を策定した坂本、及び景観協定「落雁の道地区」、「出島灯台のまち」を締結した堅田地区、並びに街道及び参道などの歴史的に恵まれた地域において、地域資源を活かした町並み形成ルール(景観形成実施計画)の設定・実施を進めています。

- 堅田地区においては、地域が主体となって景観協定締結区域の拡大やまちなみ景観形成ルールの策定について検討が進められています。<sup>(28)</sup>
- 坂本地区においては、地元まちづくり協議会との協働により、建造物修景整備基準としてのガイドラインを作成し、門前町坂本まちなみ整備事業補助金交付要綱と併せて、平成28年度より運用を開始しました。<sup>(28)</sup>

目標:景観づくり重点推進地区数 3地区[～平成30年度]

#### (2) 都市の発展と調和した景観形成

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に定める地域で、市内9地区が古都の歴史的風土を保存するために指定されています。

- 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」にかかる許可・届出について、平成30年度は22件の申請を受け、審査業務を行いました。<sup>(28)</sup>

#### (3) 近江新八景ルールの推進

都市のにぎわいと発展を見据えて、将来に誇れる風格のあるまちづくりを目指し、地域ごとにメリハリのある規制を「琵琶湖でつながる大津の景観」として掲げ、その実現に向けた高度利用のあり方を「近江新八景ルール」とし、商業系・工業系の用途地域や地域の特性に応じて高さ規制を設定し、琵琶湖の眺望を確保します。<sup>(28)</sup>

また、市街地の環境改善と良好な景観形成の推進を目的とし、広がりのある空間の確保と緑化の推進を図るべく、都市部をモデルにした都市景観路の設定を協働により進めます。

#### (4) 屋外広告物景観推進事業

平成21年4月の中核市への移行に伴い、滋賀県から屋外広告物事務(主に、企画調整・啓発事務、屋外広告物許可事務、登録事務、違反広告物対策事務)の移譲を受けました。

特に、はり紙等の簡易な違法屋外広告物の除去や、未申請・基準違反の屋外広告物に対する是正指導などの違反広告物対策を進めています。

- 違反屋外広告物除去ボランティア「大津まちなかスッキリ士隊」は、20 団体 390 名で、通算約 2,783 枚の違反広告物(はり紙)を除去しました。<sup>(28)</sup>

指標[計画策定期];違反屋外広告物除去ボランティア参画者数 235 人／年

#### (5) 市民による花壇づくり、生け垣設置の推進

景観の創出を目指して、街角の花苑としての「手のひら花苑事業」や、街角の線あるいは面としての「花街道事業」を実施し、花苗を支給しています。この事業は、平成 25 年度より、公益財団法人大津市公園緑地協会の独自事業として実施しています。

- 手のひら花苑事業 登録団体 93 団体 花街道事業 登録団体 7 団体 <sup>(30)</sup>

目標;手のひら花苑 79→120 地区

#### (6) 中高層建築物等に対する指導

「生活環境」「快適環境」などの環境配慮の内容について事業を実施される前に協議し、適切な助言指導を行っています。

- 中高層建築物事前協議届出受付件数 16 件<sup>(32)</sup>

**中高層建築物の事前協議の対象となる建築物(高さ又は階数が下表に該当するもの)**

用途地域	事前協議の対象となる建築物の高さ	事前協議の対象となる建築物の階数
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域	高さが 10 m を超える	4 階以上
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
準工業地域		
商業地域		
工業地域	高さが 15 m を超える	6 階以上
市街化調整区域		

(平成 22. 6 改正)

#### (7) 建築協定等の推進

協定をしようとするエリア内に住む土地所有者等が建築協定を結び、建築行為等をコントロールすることによって地域の個性に応じた調和のあるまちづくりを推進しています。また、建築協定を周知するために、概要を市ホームページに掲載しました。

- 新たな建築協定認可件数 1 件<sup>(32)</sup>

#### (8) 特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

旅館業法に規定する旅館、ホテル営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物の新築、増築、改築等を行うときは、建築基準法に基づく確認申請提出以前に、大津市特定旅館建築規制条例に基づく計画届出書を提出し、同条例による判定通知書の交付を受けることが必要となっています。

この条例も生活環境条例と同じく、紛争等を未然に防止する目的や事業内容等を周知する意味からも事前公

開制度を採用しています。

なお、この条例では、市域の大部分を特定旅館禁止区域に指定しています。<sup>(32)</sup>

#### 大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

(件)

年度	新築	改築	増築	大規模の 模様替え	用途変更	計
平成 元	2	0	1	0	0	3
2	1	0	1	0	0	2
3	3	0	5	0	0	8
4	1	2	2	0	1	6
5	0	0	1	1	0	2
6	0	0	1	0	0	1
7	0	0	1	0	0	1
8	4	1	0	1	0	6
9	2	1	0	0	0	3
10	0	0	2	0	0	2
11	3	0	1	0	0	4
12	0	0	1	0	0	1
13	0	0	0	0	0	0
14	1	0	1	0	0	2
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	2	0	0	2
17	0	0	1	0	0	1
18	0	0	1	0	0	1
19	1	0	0	0	0	1
20	0	1	0	0	1	2
21	0	0	1	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	1	0	0	0	0	1
25	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0
27	1	0	2	0	0	3
28	2	0	0	0	2	4
29	1	0	0	0	2	3
30	1	0	1	0	0	2
計	24	5	25	2	6	62

(注) 平成 17 年度までは、旧志賀町分を含まない。【条例の制定なし】

#### (9) 無電柱化の推進

都市計画道路等の新設の際には、景観保全の観点から無電柱化を推進しています。

- 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線及び都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線の整備に向けて用地取得、建物補償、建物調査等を行いました。<sup>(33)</sup>